

仲介人に関する規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>仲介人に関する規則</p> <p>(仲介人に対する支払い)</p> <p>5 クラブは、移籍補償金、トレーニング費用、<u>トレーニングコンペンセーション</u>及びFIFAの規則に定めるトレーニング補償金(Training Compensation)並びに連帯貢献金(Solidarity Contribution)等の選手の移籍に伴い生じる各種補償金について、仲介人に対して支払ってはならず、また、これらの支払いを仲介人に行わせてはならない。さらに、クラブは、移籍補償金又は選手の将来の移籍価値に関する何らかの権利又は権益を仲介人に保有させてはならず、かつ、仲介人に対して、あらゆる債権の譲渡をしてはならない。</p> <p>[改正]</p>	<p>仲介人に関する規則</p> <p>(仲介人に対する支払い)</p> <p>5 クラブは、移籍補償金、トレーニング補償金及びFIFAの規則に定めるトレーニング補償金(Training Compensation)並びに連帯貢献金(Solidarity Contribution)等の選手の移籍に伴い生じる各種補償金について、仲介人に対して支払ってはならず、また、これらの支払いを仲介人に行わせてはならない。さらに、クラブは、移籍補償金又は選手の将来の移籍価値に関する何らかの権利又は権益を仲介人に保有させてはならず、かつ、仲介人に対して、あらゆる債権の譲渡をしてはならない。</p> <p>[改正]</p> <p><u>2020年11月19日</u></p>	<p>FIFA規則に準じ、名称を「トレーニング補償金」に統一</p>